

令和7年第2回玄海町議会定例会9月会議会議録

招 集 年 月 日	令和7年9月30日（火曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年9月30日午前9時00分	臨時議長	岩 下 孝 嗣 君		
	散 会	令和7年9月30日午後0時26分	議 長	宮 崎 吉 輝 君		
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別
	1	平 山 孝 君	○	2	中 島 紀 仁 君	○
	3	谷 丸 直 司 君	○	4	松 本 栄 一 君	○
	5	前 川 和 民 君	○	6	小 山 善 照 君	○
	7	山 口 寛 敏 君	○	8	井 上 正 旦 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	宮 崎 吉 輝 君	○
会議録署名議員	9 番	岩 下 孝 嗣 君		8 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		教 育 長	岩 崎 一 男 君	
	総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君		防 災 安 全 課 長	日 高 大 助 君	
	企 画 商 工 課 長	熊 本 秀 樹 君		住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	中 山 昌 直 君	
	福 祉 ・ 介 護 課 長	中 山 ふ み 君		こ ども ・ ほ け ん 課 長	黒 田 佐 織 君	
	農 林 水 産 課 長	鶴 田 豊 明 君		ま ち づ くり 課 長	鈴 木 博 之 君	
	生 活 環 境 課 長	山 口 三 成 君		教 育 課 長	加 納 晴 美 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議 会 事 務 局 長	中 村 大 造		議 会 事 務 局 書 記	渡 辺 健 太	

令和7年第2回玄海町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

令和7年9月30日 午前9時開会

日程1 仮議席の指定について

日程2 議長の選挙について

（追加）

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会期の決定について

日程3 会議期間の決定について

日程4 副議長の選挙について

日程5 議席の指定について

日程6 常任委員会委員の選任について

日程7 議会運営委員会委員の選任について

日程8 予算特別委員会の設置について

日程9 決算特別委員会の設置について

日程10 原子力対策特別委員会の設置について

日程11 図書館建設特別委員会の設置について

日程12 議会広報特別委員会の設置について

日程13 高度化通信網構築事業調査特別委員会の設置について

日程14 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程15 議案第61号 玄海町監査委員の選任について

追加日程1 議第1号 玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

午前9時 開会

○議会事務局長（中村大造君）

おはようございます。議会事務局の中村でございます。本定例会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、私から参集の御案内を申し上げた次第でございます。何とぞ御了承方お願いいたします。

それでは、開会前ではございますが、仮議席について御説明申し上げたいと思います。

仮議席は臨時議長が指定することになっておりますが、これまでの慣例によりまして、議長席から見て中列の左端1席を空けまして、今回、新しく議員になられた方で当選回数が少なく、かつ今日現在で満年齢が最も若い方から順次右の方向に1番から4番、中列、右端1席を空けまして、後列の順に5番から10番と配置しておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、仮議席は議長が選出されるまでの措置でございますので、正式に議長が選出されました後に議長が新たに指定することになりますので、その点、申し添えておきますのでよろしくをお願いいたします。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の岩下孝嗣議員を御紹介いたします。岩下孝嗣議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいま紹介されました岩下孝嗣でございます。一般選挙後、初の議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行います。議長選挙までの限られた間ではありますが、議員各位の御協力によりまして無事職務を果たしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

執行部から挨拶をさせていただきたいとの申出がっておりますので、会議に入る前に挨拶をお願いいたします。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

皆さんおはようございます。先日の町議会議員選挙に御当選の皆様、おめでとうございます。本日、初議会において皆様ネクタイを締められた中に私も入ってくるときに、しまったネクタイを忘れました。大変失礼しております。

本日は令和7年第2回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。議員の皆様方には先日の町議会議員選挙において見事当選の榮譽に浴され、改めまして誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

これから4年間、町民皆様の代弁者として、玄海町の町勢発展のため御存分の御活躍をお

祈り申し上げる次第でございます。

そして、議決機関であります議会の皆様と執行機関であります私どもが、玄海町の発展と町民皆様の福祉の増進という同じ目的達成のために、共に努力を重ね、玄海町に住んでよかった、玄海町に住みたいと皆さんに感じていただけるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様方のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、簡単でございますが、私の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございます。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回玄海町議会定例会9月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 仮議席の指定について

○臨時議長（岩下孝嗣君）

日程1. 仮議席の指定を行います。

仮議席の指定は、ただいま御着席の議席といたします。

日程2 議長の選挙について

○臨時議長（岩下孝嗣君）

日程2. これより議長の選挙を行います。

選挙の方法については、いかがいたしましょうか。松本栄一君。

○4番（松本栄一君）

改めましておはようございます。議長選に立候補される方々に対しまして所信表明と申しますか、立候補された方の選出に参考として考えられるような発言を求めたいと思っておりますが。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいま松本栄一君より、議長になりたい方は立候補を表明して、所信表明演説をしてほしいということですが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ほかにないようでございますので、立候補者を募り、その後3分程度の所信表明を行っていただきたいと思えます。

それでは、立候補される方、挙手をお願いします。

小山善照君と宮崎吉輝君、2名出ておりますが、ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

それでは、議長選挙の立候補者を小山善照君、宮崎吉輝君の2名といたしたいと思えます。

2名でありますので、所信表明の順番を決めたいと思えますが、前に出てきて抽せんをしてもらえますか。

所信表明の順番です。

抽せんの結果、先に宮崎吉輝君、所信表明をお願いします。3分程度で結構です。1時間も要りませんので。

○8番（宮崎吉輝君）

今回の議長選挙に立候補をいたしました宮崎吉輝でございます。

今回町議選が行われましたけれども、前回に続いて無投票という形になりました。直近の4回の町議選のうちで3回が無投票ということで、これは町民の意思が反映されず、また町民から審判を受けることなく私たちはこの議場に入ることになりました。

町民の審判を受けていない以上、やはり議員として町民から負託を受けているということはい言難いのではないかとこのように思っております。今後、このような形がずっと続くようであれば、やはり議会の在り方としても憂慮すべきことだと私は思っております。

そのような中で、現在玄海町においては様々な問題に直面をいたしております。毎年、ここ二、三年、子供が十数人しか生まれていない状況、この人口減少の問題、それから昨年手を挙げた放射性廃棄物の最終処分場に係る文献調査の問題、それから今年になって発覚しましたローカル5Gの事業者の倒産の問題、様々な問題に直面している状況であります。こういった問題を解決すべく、やはり議会としてしっかりと自己研さんに努めながら町の施策に対して是々非々で望むような覚悟を持たなければならないというふうに思っています。

いずれにしても、人口減少がこのように続いていく中で、将来の子供たちが安心して暮らせる玄海町を築き上げていくのが、今を生きる私たちの責務であるというふうに思っています。

す。そのようなことから将来を見据えて今何をすべきか、何を計画すべきか、そういったことをしっかりと考えるのが議会としての役割であると思います。

それから、無投票がこういった状況で続いていく中で、町民の意思が全く反映されないというようなことはなかなか問題があると思います。議員の仕事として町民の声を行政に届けること、それが大きな役割であるというふうに思っています。であるならば、今まで以上に町民の声に耳を傾け、しっかりとそれを行政に届ける必要があるというふうに思います。さらに、町民から信頼される議会であらなければならないというふうに私は思っております。

そういうことで、町民代表であると、今回は無投票で選ばれたわけではありませんけれども、あくまで町民の代表者としての立場をわきまえた上で、執行部としっかりと是々非々の関係をつくっていかなければならない、さらに町民から信頼される議会でなければならないというふうに思っておりますので、そのように今後努力をしていきたいというふうに考えております。

以上で私の決意表明を終わります。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

宮崎吉輝君の決意表明は終わりました。

引き続き小山善照君の決意表明をお願いします。

○6番（小山善照君）

改めておはようございます。このたび議長選挙に立候補いたしました小山善照でございます。

先ほど宮崎候補もおっしゃるように町議会あたりは、無投票、負託を受けていない、これは十分自覚するところではありますが、基本の気持ちといたしましては宮崎候補と全く同じ感じを私も持っております。正しい議会であっていかねばならないと思っております。

今、町では大きな課題、問題が発生しているのは皆さん御承知であると思います。議会においても課題、問題に真摯に向き合い、解決に向けて議論の活発化を進めていくことがますます肝要になるのではないのでしょうか。よい意味で行政との関係もさらに密にしていって、本来の町政における正しい両輪になり得る議会運営を目指さねばならないと考えておるところです。透明性の高い、町民さんに分かりやすい議論の場になるよう、微力ではありますが、力を尽くしたいと思っております。

皆さんの賛同を得てこれを実現していければよい議会になると思っておりますので、信心

していただき、お力添えのほど何とぞよろしく願いいたします。

以上、簡単ではありますが、立候補の決意表明にさせていただきます。ありがとうございます。
ます。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

以上で立候補者の所信表明を終わります。

それでは選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。玄海町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に井上正旦君、山口寛敏君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

御異議なしと認めます。よって、立会人に井上正旦君、山口寛敏君を指名いたします。

投票用紙を職員に配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

職員に点呼させます。

〔投票〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

投票漏れなしと認めます。よって、投票は終了いたします。

開票を行います。立会人の井上正旦君、山口寛敏君に開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

選挙の結果を報告いたします。

職員に報告させます。

○議会事務局長（中村大造君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、

宮崎吉輝君 6票

小山善照君 4票

以上でございます。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

以上のお通りであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、宮崎吉輝君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（岩下孝嗣君）

ただいま議長に当選されました宮崎吉輝君が議場におられますので、本席から玄海町議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで当選人宮崎吉輝君に承諾の弁をお願いいたします。宮崎吉輝君。

○議長（宮崎吉輝君）

議長就任に当たって、一言御挨拶を申し上げます。

先ほどの決意表明の中でも申し上げましたけれども、今回の選挙、無投票ということで私たちはこの議場に上がってきています。住民の意思が反映されておられません。こういったことが長く続くと、今後の議会の在り方についても憂慮すべきであるというふうに思っております。やはり、住民主体、住民の声を広く聞く、そういった姿勢を持っていかなければならないと思います。そういう意味で議員としておごりがあってはならないと思います。

それから、将来を見据えて今何をすべきか、何を計画すべきか、それをじっくりと考えるのが私たちの役目でもあります。そのためにはしっかりと自己研さんに努め、執行部と堂々と対峙できる議会であらなければならないというふうに私は思っております。そのような姿勢で将来を見据えて、この玄海町がより豊かになるような施策、そういったことを考えていくのが今の私たちの役目でもあります。

そういうことで、今後議会活動を進めていきたいというふうに思いますので、議員の皆様にも御理解をいただくよう、よろしくお願いを申し上げて、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（岩下孝嗣君）

以上をもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。皆様の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

これにて臨時議長の職務を辞させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 34 分 休憩

午前 9 時 45 分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮崎吉輝君）

日程 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玄海町議会会議規則第108条の規定により、議長において岩下孝嗣君、井上正旦君を指名いたします。

日程 2 会期の決定について

○議長（宮崎吉輝君）

日程 2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 9 月 30 日から 12 月 26 日までの 88 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 9 月 30 日から 12 月 26 日までの 88 日間とすることに決定いたしました。

日程 3 会議期間の決定について

○議長（宮崎吉輝君）

日程 3. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会 9 月会議の会議期間は、本日 9 月 30 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会 9 月会議の会議期間は、本日 9 月 30 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

日程 4 副議長の選挙について

○議長（宮崎吉輝君）

日程 4. これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮崎吉輝君）

ただいまの出席議員は 10 名であります。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。玄海町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に山口寛敏君、小山善照君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、立会人に山口寛敏君、小山善照君を指名いたします。

投票用紙を職員に配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮崎吉輝君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（宮崎吉輝君）

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。

職員に点呼させます。

〔投票〕

○議長（宮崎吉輝君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

投票漏れなしと認めます。よって、投票は終了いたしました。

開票を行います。立会人の山口寛敏君、小山善照君に開票の立会いをお願いいたします。

職員に開票させます。

〔開 票〕

○議長（宮崎吉輝君）

選挙の結果を報告いたします。

職員に報告させます。

○議会事務局長（中村大造君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票 9 票、無効投票 1 票、白票です。

有効投票のうち、

山口寛敏君 5 票

小山善照君 4 票

以上でございます。

○議長（宮崎吉輝君）

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、山口寛敏君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宮崎吉輝君）

ただいま副議長に当選されました山口寛敏君が議場におられますので、本席から玄海町議会会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで当選人山口寛敏君に承諾の弁をお願いいたします。

○副議長（山口寛敏君）

おはようございます。山口寛敏です。一言御挨拶申し上げます。

玄海町のため、町民の皆さんのため一生懸命努力してまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮崎吉輝君）

暫時休憩いたします。

午前10時 1 分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本定例会 9 月会議に執行部から議案が送付されておりますので、職員に報告させます。

○議会事務局長（中村大造君）

報告いたします。

本定例会 9 月会議に、別紙のとおり人事案件 1 件が町長から提出されております。

以上でございます。

日程 5 議席の指定について

○議長（宮崎吉輝君）

日程 5. 議席の指定を行います。

議席は、玄海町議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定をいたします。

議席については職員に朗読させます。

○議会事務局長（中村大造君）

報告します。

1 番 平 山 孝 議員	2 番 中 島 紀 仁 議員
3 番 谷 丸 直 司 議員	4 番 松 本 栄 一 議員
5 番 前 川 和 民 議員	6 番 小 山 善 照 議員
7 番 山 口 寛 敏 議員	8 番 井 上 正 旦 議員
9 番 岩 下 孝 嗣 議員	10 番 宮 崎 吉 輝 議員

以上でございます。

○議長（宮崎吉輝君）

ただいま職員が朗読いたしましたとおり、それぞれ議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程 6 常任委員会委員の選任について

○議長（宮崎吉輝君）

日程6．常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

総務文教常任委員に平山孝君、谷丸直司君、松本栄一君、小山善照君、岩下孝嗣君の5名、産業厚生常任委員に中島紀仁君、前川和民君、山口寛敏君、井上正旦君、宮崎吉輝の5名をそれぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれ常任委員に選任することに決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

各常任委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、御報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に谷丸直司君、副委員長に松本栄一君、産業厚生常任委員会委員長に前川和民君、副委員長に中島紀仁君が互選されました。

以上、報告いたします。

日程7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（宮崎吉輝君）

日程7．議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項

の規定により、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員の定数は、玄海町議会委員会条例第3条第2項の規定により、4人となっておりますので、委員に谷丸直司君、前川和民君、山口寛敏君、小山善照君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。議会運営委員会は会期の調査の件など議会の運営に関する調査をする必要がありますので、任期期間中、継続して調査をすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会は任期期間中、継続して調査をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に谷丸直司君、副委員長に前川和民君が互選されました。

以上でございます。

日程8 予算特別委員会の設置について

○議長（宮崎吉輝君）

日程 8. 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、従来から予算等の議案審議については、予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審議していたわけでございます。

お諮りいたします。この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員とし構成する予算特別委員会を設置し、今後、予算等の審議については、任期期間中、本委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、1番平山孝君、2番中島紀仁君、3番谷丸直司君、4番松本栄一君、5番前川和民君、6番小山善照君、7番山口寛敏君、8番井上正旦君、9番岩下孝嗣君、10番宮崎吉輝、以上10名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました予算特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に山口寛敏君、副委員長に平山孝君が互選されました。

以上でございます。

日程 9 決算特別委員会の設置について

○議長（宮崎吉輝君）

日程9．決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、従来から決算の審議については、決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審議をしていたわけでございます。

お諮りいたします。この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員とし構成する決算特別委員会を設置し、今後、決算の議案については、任期期間中、本委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、1番平山孝君、2番中島紀仁君、3番谷丸直司君、4番松本栄一君、5番前川和民君、6番小山善照君、7番山口寛敏君、8番井上正旦君、9番岩下孝嗣君、10番宮崎吉輝、以上10名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後0時3分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました決算特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に小山善照君、副委員長に中島紀仁君が互選されました。

以上でございます。

日程10 原子力対策特別委員会の設置について

○議長（宮崎吉輝君）

日程10. 原子力対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、これまでも原子力対策特別委員会を設置いたしまして、原子力発電に関する諸問題等について調査研究をしてきたところでございます。

お諮りいたします。原子力発電所の安全性の確保を第一義とし、また原子力発電に関する諸問題について調査研究及び関係機関への意見、要望等を行うため、この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員とし構成する原子力対策特別委員会を設置し、任期期間中、継続して審議することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

異議なしと認めます。よって、原子力対策特別委員会を設置し、任期期間中、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。原子力対策特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、1番平山孝君、2番中島紀仁君、3番谷丸直司君、4番松本栄一君、5番前川和民君、6番小山善照君、7番山口寛敏君、8番井上正旦君、9番岩下孝嗣君、10番宮崎吉輝、以上10名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を原子力対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時5分 休憩

午後0時6分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました原子力対策特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

原子力対策特別委員会委員長に井上正旦君、副委員長に松本栄一が互選されました。
以上でございます。

日程11 図書館建設特別委員会の設置について

○議長（宮崎吉輝君）

日程11. 図書館建設特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、これまでも図書館建設特別委員会を設置いたしまして、図書館建設に関する諸問題等について調査研究をしてきたところでございます。

お諮りいたします。教育の充実政策の一環として、図書館施設の完成まで建設や運用に関する諸問題について調査研究等を行うため、この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員とし構成する図書館建設特別委員会を設置し、任期期間中、継続して審議することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、図書館建設特別委員会を設置し、任期期間中、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。図書館建設特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、1番平山孝君、2番中島紀仁君、3番谷丸直司君、4番松本栄一君、5番前川和民君、6番小山善照君、7番山口寛敏君、8番井上正旦君、9番岩下孝嗣君、10番宮崎吉輝、以上10名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を図書館建設特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後0時8分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました図書館建設特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

図書館建設特別委員会委員長に谷丸直司君、副委員長に中島紀仁君が互選されました。

以上でございます。

日程12 議会広報特別委員会の設置について

○議長（宮崎吉輝君）

日程12. 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、これまでも議会広報特別委員会を設置いたしまして、議会と町政に対する理解を深めるため、議会だよりの編集及び広報活動の調査研究をしてきたところでございます。

お諮りいたします。議会と町政に対する理解を深めるため、今後も議会だよりの編集及び広報活動の調査研究等を行う必要があります、この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、議会広報特別委員会を設置し、任期期間中、継続して審議することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会を設置し、任期期間中、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。議会広報特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、1番平山孝君、2番中島紀仁君、4番松本栄一君、7番山口寛敏君、8番井上正旦君、以上5名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時11分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました議会広報特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に山口寛敏君、副委員長に井上正旦君が互選されました。

以上でございます。

日程13 高度化通信網構築事業調査特別委員会の設置について

○議長（宮崎吉輝君）

日程13. 高度化通信網構築事業調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、これまでも高度化通信網構築事業調査特別委員会を設置いたしまして、本事業のこれまでの事業経過及び多くの不明な点や疑問点を払拭するため、調査研究等を行ってきたところでございます。

お諮りいたします。今後も本事業のこれまでの事業経過及び多くの不明な点や疑問点を払拭するため、調査研究等を行う必要があります、この際、玄海町議会委員会条例第4条の規定により、全議員を委員とし構成する高度化通信網構築事業調査特別委員会を設置し、任期期間中、継続して審議することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、高度化通信網構築事業調査特別委員会を設置し、任期期間中、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。高度化通信網構築事業調査特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、1番平山孝君、2番中島紀仁君、3番谷丸直司君、4番松本栄一君、5番前川和民君、6番小山善照君、7番山口寛敏君、8番井上正旦君、9番岩下孝嗣君、10番宮崎吉輝、以上10名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を高度化通信網構

築事業調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後0時14分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました高度化通信網構築事業調査特別委員会におきまして委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がございましたので報告いたします。

高度化通信網構築事業調査特別委員会委員長に小山善照君、副委員長に谷丸直司君が互選されました。

以上でございます。

日程14 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（宮崎吉輝君）

日程14. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に山口寛敏君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山口寛敏君を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山口寛敏君が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

日程15 議案第61号 玄海町監査委員の選任について

○議長（宮崎吉輝君）

日程15. 議案第61号 玄海町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第61号 玄海町監査委員の選任につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

次の者を玄海町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は玄海町大字今村5021番地、氏名は松本栄一氏でございます。昭和50年5月28日生まれでございます。

提案理由としましては、議会選出監査委員の岩下孝嗣氏の任期が本年9月29日に満了したため、後任者を選任することについて提案しているものでございます。

以上、簡単でございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎吉輝君）

本件の松本栄一議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、松本栄一君の退席を求めます。

（午後0時16分 4番松本栄一君 退席）

○議長（宮崎吉輝君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第61号 玄海町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮崎吉輝君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

松本栄一君の復席を求めます。

（午後0時18分 4番松本栄一君 復席）

○議長（宮崎吉輝君）

暫時休憩いたします。

午後0時19分 休憩

午後0時22分 再開

○議長（宮崎吉輝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど谷丸直司議会運営委員長から議第1号議案が提出されました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、追加日程1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、議第1号議案を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程1 議第1号議案 玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮崎吉輝君）

追加日程1 議第1号議案 玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、谷丸直司君。

○議会運営委員長（谷丸直司君）

玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の玄海町議会議員の改選に伴い、これまで各常任委員会で議論されてきた所管事項の変更をするため、玄海町議会委員会条例の所要の改正を行いたいものでございます。

議案書1ページをお開きください。

左側に改正後、右側に改正前を記載しており、変更箇所にアンダーラインを引いております。今回の条例改正においては、第2条常任委員会の所管について、改正前の第2号産業厚生常任委員会の所管事項にある、カ、子ども・ほけん課の所管に属する事項を第1号総務文教常任委員会の所管事項に変更することに伴い、改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することにいたしております。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎吉輝君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第1号議案 玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮崎吉輝君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会9月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和7年第2回玄海町議会定例会9月会議はこれにて散会いたします。

午後0時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会臨時議長

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員